

令和 8 年

高根沢町議会の概要



栃木県塩谷郡高根沢町議会

1. 町の概要

(1) 地勢・沿革

高根沢町は、栃木県のほぼ中央に位置し県都宇都宮に隣接、首都東京からおおよそ100kmに位置しています。また、町の西側を国道4号とJR東北本線が縦断し、首都東京まで新幹線でおおよそ45分程度、車でおおよそ120分程度で連絡します。

地勢は大きく4つに区分され、東側は八溝系丘陵が南北に連なり、町の地域振興の核となる「道の駅たかねざわ元気あつぷむら」が整備されました。

中央は広大な水田地帯が広がり、その中央部には町の文化、スポーツの総合施設「町民広場」があります。

西側には、JR宝積寺駅を中心に、商店街や住宅地、その南には日本のシリコンバレーと称される「情報の森とちぎ」が立地し、美しい景観の最先端企業群が生まれ始めています。

西南端は皇室の食材を生産する広々とした御料牧場や本田技研工業があり、西端には国道4号が縦走し、その両端に純農業地帯が広がり、鬼怒川を挟んで宇都宮市と接しています。

(2) 町村合併

昭和33年4月1日

(3) 人 口

(令8.7.1現在住民基本台帳人口)

男	15,059人
女	13,399人
合 計	28,458人

(4) 世 帯 数

13,206世帯

(5) 面 積

70.87 km²



2. 議員の定数

- (1) 条例定数 13 人（令和 4 年 4 月以前は 16 人）
 (2) 現議員数 13 人

3. 党派別議員数

（令 8. 7. 1 現在）

無所属	自民党	参政党	公明党	共産党	計
10 人	人	1 人	1 人	1 人	13 人

4. 年齢別議員数

（令 8. 7. 1 現在）

40 歳未満	40～49	50～59	60～69	70 歳以上	計
0 人	2 人	1 人	6 人	4 人	13 人

最年長 77 歳

最年少 42 歳

平 均 64 歳

5. 任期別議員構成

（令 8. 7. 1 現在）

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	計
5 人	4 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	13 人

6. 議会事務局職員

（令 8. 7. 1 現在）

設置年月日	職 員 数				一般職員数	構成比
	局長	局長補佐 兼係長	主査	計		
昭 38. 7. 11	1 人	1 人	1 人	3 人	211 人	1.42%

7. 常任委員会

（令 8. 7. 1 現在）

設置数	名 称	定 数	現人数
3	まちづくり常任委員会	7 人	7 人
	くらしづくり常任委員会	6 人	6 人
	広報常任委員会	6 人	6 人

8. 特別委員会

（令 8. 7. 1 現在）

設置数	名 称	定 数	現人数
1	議会広聴特別委員会	4 人	4 人

高根沢町議会議員名簿（令和8年7月1日現在）

議席	氏 名	常任委員会	住まい(大字まで)	電話番号	備 考
1	平 石 美 香	くらしづくり・ 広報	高根沢町光陽台	080-9049-2253	
2	岩 崎 康 弘	まちづくり・ 広報	高根沢町大字平田	090-5432-6103	
2	小 林 欽 一	まちづくり・ 広報	高根沢町大字上高根沢	080-1208-3694	
3	寺 内 光 夫	くらしづくり・ 広報	高根沢町大字石末	090-8947-0569	
4	仲 澤 勇	くらしづくり	高根沢町大字宝積寺	028-675-3361	
5	瀧 幸 彦	くらしづくり・ 広報	高根沢町大字宝積寺	090-7263-3516	広報常任委員長
6	小 堀 秀 一	まちづくり・ 広報	高根沢町大字西高谷	028-676-1296	
7	小 池 哲 也	くらしづくり	高根沢町光陽台	090-3401-9235	
8	野 口 昌 宏	まちづくり	高根沢町宝石台	090-3512-3972	まちづくり 常任委員長
9	澤 畑 宏之	まちづくり	高根沢町光陽台	090-1058-9983	議長
11	齋 藤 誠 治	まちづくり	高根沢町大字上高根沢	080-1087-9953	副議長
12	森 弘 子	くらしづくり	高根沢町大字宝積寺	090-5530-4349	くらしづくり 常任委員長
13	野 中 昭 一	まちづくり	高根沢町大字宝積寺	028-675-1633	

議員の任期 令和8年4月30日から令和12年4月29日まで

9. 議会の審議・諸活動 (令 7. 1. 1～令 7. 12. 31)

(1) 定例会・臨時会開催日数

(単位：日)

区 分	会 期 日 数				回 数
	本会議日数	委員会日数	休会日数等	計	
定例会	15	12	21	48	4
臨時会	2	0	0	2	2
計	17	12	21	50	6

(2) 常任委員会

(単位：日)

開 催 延 日 数				
付 託 事 件 審 査		事 務 調 査		計
会 期 中	閉 会 中	会 期 中	閉 会 中	
12	0	0	7	19

(3) 付議事件数

(単位：件)

区 分	提 出 者 別 ・ 種 類 別											年間 延件数
	町 長 提 出						議 員 提 出					
	条 例	予 算	決 算	その 他 事件	専 決 処分	計	条 例	意見 書	決 議	規則 その他	計	
定例会	36	24	6	19	(7)	92	1	0	3	1	5	97
臨時会	3	4	0	1	(1)	9	0	0	0	0	0	9
計	39	28	6	21	(8)	101	1	0	3	0	5	106

区 分	提 出 者 別 ・ 議 決 結 果												年 間 延 件 数
	町 長 提 出						議 員 提 出						
	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	審 議 未 了	翌 年 繼 続	計	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	審 議 未 了	翌 年 繼 続	計	
定 例 会	92	0	0	0	0	92	5	0	0	0	0	5	97
臨 時 会	9	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9
計	101	0	0	0	0	101	5	0	0	0	0	5	106

※原案可決の中には、専決処分の原案承認も含まれる。

(4) 議会運営委員会等

区 分	費用弁償の 支 給	開 催 延 日 数		
		会 期 中	閉 会 中	計
議 会 運 営 委 員 会 (平 3. 6. 21 設置)	なし	3	7	10
全 員 協 議 会 (平 20.9.9 会議規則改正)	なし	1	12	13

(5) 調査・研修活動

イ 調査視察

区 分	県 内		県 外	計
	自 町 村 内	そ の 他		
常 任 委 員 会	2回 2日	4回 3日		6回 5日
議 運 委 員 会				
特 別 委 員 会				

ロ 研修会

区 分	町村主催	地区主催	県 主 催	その他	計
全 議 員 対 象			1回 1日	1回 1日	2回 2日
特 定 対 象			6回 6日	5回 5日	11回 11日

(6) 出張・派遣回数

(単位：回)

目 的	研修	調査 (視察)	要請 (陳情)	会議	式典	議 会 報告会	その他	計
議長の出張	9	2	6	20	34	3	0	74
議 員 派 遣	4	0	0	1	0	3	1	9
委員会派遣 (常任委員会)	2	8	0	0	0	0	1	11
委員会派遣 (議会運営委員会)	0	0	0	0	0	0	0	0
委員会派遣 (特別委員会)	0	0	0	0	0	0	0	0

10. 会議録・傍聴・広報（令7. 1. 1～令7. 12. 31）

（1）会議録

会議録署名議員 の定め方	調製方法	配布	閲覧 請求	謄抄本 請求
1会期を通じて 議席順に指名	USB に会議内容を 録音して、業者に委 託する	なし (図書館等に設置)	なし	0件

（2）傍聴

年間延べ 定例会 51人 臨時会 2人

（3）広報

設置 規定	予算 (8年度)	形式	発行時期	配布	編集体制	編集会議 開催延日数
有り	2,977 千円	広報型	4.7.10.1月 の20日	全世帯	広報常任委員	20日

11. 議員報酬等（なお、R6. 4. 1から表のとおり報酬月額が変更）

区 分	報酬月額	町長の給料に 対する比率	三役等の給料月額	
議 長	360千円	46.1%	町 長	780千円
副議長	290千円	37.1%	副町長	630千円
議 員	260千円	33.3%	教育長	580千円

12. 期末手当の率

6 月	12 月
100分の175	100分の175

※ 報酬月額の15%を加算して、上記の率を乗じる。

13. 費用弁償

鉄道賃及び 船 賃	車 賃	日 当 1日につき	宿泊料（1夜につき）	
			甲 地 方	乙 地 方
普通料金実績 2等実績	実 績	0	14,000円	13,000円

甲地方：東京都の区の存する地域、大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、神戸市、
北九州市

乙地方：その他の地域

14. 議会費の予算（当初予算額）

（単位：千円）

節	令和7年度予算額	令和8年度予算額
1 報酬	42,120	42,120
2 給料	13,992	14,309
3 職員手当等	24,104	25,297
4 共済費	15,532	14,860
7 報償費	60	60
8 旅費	520	520
9 交際費	120	120
10 需用費	2,873	3,433
11 役務費	1,426	1,447
12 委託料	1,112	1,321
13 使用料及び賃借料	1,445	1,445
18 負担金補助及び交付金	1,331	1,331
合 計	104,635	106,263
一般会計総額	13,110,000	14,410,000
構成比	0.79%	0.73%

15. その他

◎議会運営

- （1）会議規則 標準町村議会会議規則により制定している。
- （2）「高根沢町議会運営マニュアル」に詳細をまとめている。
- （3）会議運営の実情

*一般質問

定例会において一般質問をしようとする者は、質問通告書（議会召集日の概ね31日前に発送）にその質問要旨を記入し、議長の定める日（議会召集日の概ね21日前）の午後3時までに議長に提出することとし、それ以後は受理しない。

通告された質問は、事務局においてとりまとめ、正副議長の審査を経て町長に通告する。

一般質問は議会開会日の翌日（及び翌々日）に行い、1人の質問時間は質問・答弁の時間を含めて60分以内としている。

一般質問の方法は、第424回議会定例会（令和6年3月議会）から、完全な「一問一答方式」となった。（以前は、「一括質問一括答弁方式」で、再質問

からは「一問一答方式」を取り入れていた。)

*** 会派代表質問**

令和3年9月議会から導入

詳細は一般質問同様

*** 緊急質問**

質問が緊急を要する真にやむを得ないと認めるときは、会議に諮り、同意を得て行っている。

*** 質疑回数**

同一議題につき、3回までを原則としている。

*** 議事日程及び会期**

議会運営委員会において協議し、議長発議によって会議に諮って決定している。

*** 議案及び資料**

議会全員協議会の開始日時にホームページ上で公開している。

*** 請願及び陳情**

所管の常任委員会に付託している。

◎ 議案の審議

予算・決算	本会議において提案理由の説明後に質疑を行い、各常任委員会に審査を付託する。その後、本会議を再開して委員長報告・総括質疑・討論・採決を行う。
条 例	本会議において提案理由の説明後に質疑を行い、各常任委員会に審査を付託する。その後、本会議を再開して委員長報告・総括質疑・討論・採決を行う。 ただし、一部改正等で軽微なもの（用語の変更等）は、即決することを基本としている。
専決処分案件	本会議において提案理由の説明後に質疑・討論・採決を行う。
人事案件	本会議において提案理由の説明後に質疑・討論を省略して即決する。

◎まちづくり常任委員会

定 数	7名（議員は、まちづくり又はくらしづくりのいずれかの常任委員会に所属）
所 管 課	総務課、企画課、都市整備課、上下水道課、農政課、商工観光課、新庁舎整備課、会計課、議会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
費用弁償	支給していない。

◎くらしづくり常任委員会

定 数	6名（議員は、まちづくり又はくらしづくりのいずれかの常任委員会に所属）
所 管 課	地域安全課、住民課、税務課、健康福祉課、環境課、学校教育課、こどもみらい課、生涯学習課
費用弁償	支給していない。

◎議会広報常任委員会

定 数	6名（まちづくり・くらしづくり常任委員会の副委員長各1名及びまちづくり・くらしづくり常任委員会から推薦された議員各2名。）
所 管 事 項	定例会ごとに議会だよりを編集発行する。毎回、5回程度委員会を開催する。
費用弁償	支給していない。

『高根沢町議会だより』は昭和57年12月に創刊。

1回あたり基本は24ページで編集し、7,400部印刷。新聞折込みにて配布している。

◎議会広聴特別委員会

定 数	4名（まちづくり・くらしづくり常任委員会の委員長各1名及びまちづくり・くらしづくり常任委員会から推薦された議員各1名。）
所 管 事 項	町民の求めに応じた定例会等の報告。 各種団体、グループ会議との懇談会の開催。
費用弁償	支給していない。

高根沢町議会の概要（令和8年）

発行者 高根沢町議会事務局

〒329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053

電 話 028(675)8111

ファックス 028(675)2409